

(2)スポーツ・レクリエーション

現状と課題

健康増進や生きがいづくりの観点から、スポーツ・レクリエーションの重要性が高まっています。

美瑛町においては、スポーツセンターを中心に、運動に対する関心と意欲が高まりを見せており、定期利用団体の活動や各種大会等での利用などに係る要望も多く寄せられています。また、スポーツ団体においては、団員の減少や指導者不足などの課題も生まれており、その対策が必要となっています。

丘のまちびえいヘルシーマラソンや丘のまちびえい宮様国際スキーマラソン大会などのスポーツイベントが開催される本町においては、競技スポーツに限らず、生涯スポーツとしてのスポーツ・レクリエーション活動を通して生活のうらおいや生きがいづくりを行うなど、町民一人ひとりのニーズにあった運動機会の提供が必要です。

基本目標

- 1 スポーツ、レクリエーションの活性化による健康づくり
- 2 人材・団体・指導者の育成

基本施策

1 スポーツ施設の有効活用と整備

スポーツセンターをはじめとする社会体育施設の有効利用を促進するとともに、町民が楽しめる施設整備に努め、生涯スポーツを推進します。

2 スポーツイベント等を通じた運動機会の創出

スポーツイベントや講座、教室を通じ、初心者から上級者までが気軽に参加できる機会を創出します。

3 人材・団体・指導者の育成

スポーツをする人や団体の活動を支援するとともに、指導者を育成し、スポーツの普及発展を図ります。

(3)人材育成・交流

現状と課題

次代の美瑛町を担う人材の育成は、地域の重要な課題です。

本町では、青少年期においては、少年団リーダー研修会を行い、小中学生から希望者を募って参加を促していますが、参加者が固定する傾向がみられるほか、市街地区の参加者が少ないことなどが課題であり、事業内容の工夫が必要となっています。

また、地域人材育成研修交流センターでは、町外企業の社員の人材研修等が行われており、こうした機会を活用し、町民との交流を活発化するとともに、施設の有効活用が必要です。

生涯各期のあらゆる世代において、人と人とのつながりをつくる交流は、人材育成を進める上で重要な手段であり、団体間・異世代間など様々な枠組みでの実践が重要です。

基本目標

- 1 次代を担う人材の育成
- 2 多種多様な交流機会の創出

基本施策

1 地域リーダーの育成

各種研修、少年団の育成や活動支援、発表機会の提供等を行い、本町のまちづくりを担う地域リーダーの育成に努めます。

2 多種多様な交流機会の提供と実践

団体・世代・地域などの多くの交流を通して、個人の自己実現と次世代リーダーとしての人材育成が行われるよう機会の提供に努めます。

3 研修施設の有効活用

地域人材育成研修交流センターを活用した研修の促進に努め、次代を担う人材の育成を進めます。そのためにも、新たな出会いによる人とのつながりや新たな発想のきっかけが生まれるよう、世代を問わず交流できるような施設の活用に努めます。

(4) 芸術文化

現状と課題

芸術文化活動は、個人の欲求を満たすだけでなく、こころの豊かさを育み、ゆとりや生きがいづくりのためにも重要です。

美瑛町では、各芸術文化団体の自主的・自発的活動により芸術文化が振興され、今後も各団体が継続的に積極的な活動が行えるよう支援の充実を図ることが必要です。また、生活にうるおいが持てるよう、町民ニーズに応じた芸術鑑賞機会の提供が求められています。

一方、施設面では、芸術文化活動の拠点となる町民センターの改修を行い、快適に利用できる環境が整いました。今後も、より良い環境を維持すべく施設の管理を継続していくことが重要です。また、活性化交流施設「丘のまち交流館ビ・エール」等の公共施設においても、芸術文化活動の拠点の一つとして利用されるよう連携を深める必要があります。

基本目標

- 1 芸術文化活動の振興
- 2 芸術文化施設の充実

基本施策

1 芸術文化団体の支援

芸術文化団体の自立支援と活動支援に努めます。

2 芸術文化施設の充実

町民センターをはじめ、芸術文化活動の拠点となる場の整備と適正な維持管理に努め、町民のニーズと実情に応じて施設の更なる充実を図るとともに、その他の公共施設とも連携し、芸術文化活動の推進を図ります。

3 芸術文化による交流の促進

芸術文化を通じた地域交流、国際交流に努めます。

(5)図書館

現状と課題

図書館は、平成 24 年 6 月に新築移転オープンし、バリアフリーで明るい開架室はもちろんのこと、閲覧室、談話室、視聴覚ブース、お話の部屋など読書環境の充実を図りつつ、利用者ニーズにあった図書資料の整備を推進したことで、来館者数や貸出冊数が増加しました。また、平成 26 年度に読書通帳を導入したことで、未就学児・小学生の利用が増加しています。

しかし、ここ数年の情報機器類の急速な進化や普及により、インターネットを活用した情報収集や娯楽が容易になったことから、読書離れが問題となっています。図書館の利用価値を利用者と共に考え、時代にあった図書館機能の見直しを図ることが今後の課題です。

地域の教育力向上を図る上で図書館は多様な可能性を持っており、読書や本の貸し借りだけでなく、「まちの広場」として、滞在型利用を志向する利用者への居心地のよい空間の提供も重要な役割となっています。あらゆる世代の方に求められるサービスを充実させ、資料（情報）と施設（場）を有効に活用できる図書館運営が求められています。

基本目標

- 1 時代にあった図書館機能の充実
- 2 自己学習（読書活動）支援体制の整備
- 3 充実した読書環境の整備
- 4 本のある生活の普及と読書推進

基本施策

1 利用者と共に成長する図書館

図書館利用者のニーズを的確に把握し、時代にあった図書館運営を図り、町民の文化活動の支援に努めます。

2 資料（情報）の充実及び管理

図書資料の充実及び適正な保存管理に努めます。

3 レファレンス^(※)の普及と充実

課題解決型の図書館づくりを進めるため、利用者が求める図書や資料を図書館職員が紹介・提供する「レファレンス」を普及し、活用を推進するとともに、職員の育成に努めます。

4 施設の整備と維持

地域の教育力を高め、まちの広場としての役割を担う図書館の適正な運営に努めるとともに、施設や図書館システムネットワークの整備により充実された環境を活用し、利用者への利便性の向上や快適な空間の提供に努めます。

5 読書活動の普及

本とふれあうイベントの実施や読書通帳の利用を促し、読書活動の普及に努めます。

6 子どもの読書活動の推進

児童書の購入を継続するとともに、読み聞かせボランティア団体の活動支援や学校等との連携を充実させ、子どもの読書活動を推進します。

7 ブックスタート

赤ちゃん親子への読み聞かせの普及に努め、本を通じた親子のふれあいを促進します。



(6)郷土学館

現状と課題

私たち美瑛町民にとって、郷土への理解と愛着を育むことは、いきいきとしたまちづくりを实践する上で重要です。

「美瑛町における美瑛人のための学び」を实践するために、「美瑛学」というキーワードのもと、美瑛町の歴史や文化、自然環境などについて多くの町民が学習できるような機会の提供が必要です。

平成28年度にオープンする郷土学館が「美瑛学」の实践の場となるよう、多くの町民が歴史や文化、風土についてふれ、先人の歩みを学び、さらに天文台を利用した未来への学びなど、積極的な学習が行えるよう機会の提供と活用が求められます。

基本目標

- 1 郷土への理解と愛着の醸成
- 2 施設機能の充実と多様な学習機会の提供
- 3 資料の適正な収集と保存

基本施策

1 親しみやすい施設運営の実施

誰もが気軽に郷土についてふれ、学ぶことができるよう施設の管理運営に努めます。

2 多様な学習機会の提供

郷土学館が備える機能を十分に発揮し、美瑛学の推進や取り組みやすい学習プログラムの開発に努めます。

3 特色ある展示の実施

来館者が興味関心を持てるような、美瑛町の歴史を生かした展示に努めます。

4 資料の収集と保存

次世代に伝える郷土資料の収集と保存に努めます。

5 情報の提供

学習者の多様なニーズに応えられるよう、様々な学習テーマについての情報提供に努めます。



郷土学館

(7)文化財

現状と課題

美瑛町では、高橋北修の絵画、美瑛小学校の敷地内にある旧陸軍演習場廠舎門柱を有形文化財として指定するなど、本町の歴史や文化、自然環境に関する文化財の保護・保存に努めています。

今後は、平成 28 年度にオープンする郷土学館に保存・展示することで、多くの町民が歴史や文化、風土についてふれ、先人の歩みを学ぶ機会の拡充を図ることが必要です。

基本目標

- 1 文化財の保護と普及啓発
- 2 記念物の適正な収集・保管・展示

基本施策

1 郷土学館の活用

美瑛町の歴史、芸術、民俗、産業及び自然に関する資料の収集・保管・展示の場として郷土学館を活用し、先人たちの歩みを次世代につなぐ学習機会の提供に努めます。

2 文化財保護に対する普及啓発活動の推進

文化財保護に対する普及啓発活動の推進に努めます。

3 記念物・史跡及び歴史的文書などの保護・保存

記念物・史跡及び歴史的文書などの保護・保存に努めます。

Ⅲ-4 安全・安心なまちづくり

1. 都市計画

(1) 市街地形成

現状と課題

市街地の生活環境の整備は、旭町・東町を中心に老朽化していた生活道路の整備を進めるほか、中心市街地区では、公共施設を結ぶ町道や通学路等の安全性が低下した歩道の二次改修事業を実施し、少子高齢化が進む本町における安全安心な歩行空間の整備を推進しています。

丸山通における街路整備事業では、中心市街地の骨格を成すメインルートとして、本通と一体となった整備を行い、十勝岳の眺望を生かすための電線類の地中化や歩道の拡幅とセミフラット化^(※)によって、「ゆとり」「うるおい」のある良質な街並み空間を創造し、中心市街地の賑わいづくりに寄与しています。

今後も、うるおいのある街並み空間の形成・維持を図るほか、高齢者や障がい者など多くの歩行者にとってやさしい街路空間の形成に向けて、歩道の拡幅を含めたバリアフリー化を進める必要があります。

基本目標

- 1 高齢者や障がい者にやさしい街路づくり
- 2 うるおいのある街並み空間形成

基本施策

1 歩道のバリアフリー化の推進

高齢化の急速な進行やノーマライゼーション^(※)の重要性を考慮し、福祉施策と調和して街路空間のバリアフリー化を進めます。

2 快適な歩行空間の整備

歩行時における休息の場や人々の語らいの場となるポケットスペースの整備を図ります。

3 良質な街並み空間の形成・維持

まちの自然や歴史から特徴づけられる「人、石、緑、花」をテーマとして、美瑛らしい開放的でうるおいのある街並み空間を形成・維持します。

4 まち歩きが楽しくなる街路の創造

中心市街地の活性化を目指す「まちなか観光」を推進するため、景観に配慮した丸山通の街路整備、歩行空間の植栽やストリートファニチャー^(※)の設置、路上イベント等の街路空間のオープン化など、まち歩きが楽しくなる街路空間を創造します。



(2) 住宅環境

現状と課題

美瑛町では、平成 26 年度に「美瑛町住生活基本計画」及び「美瑛町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、住生活の安定確保に向けた住宅及び住環境の整備を行っています。

現在は、平成 29 年度の完成を目指して北町団地の整備に着手しており、今後は白樺団地及び日の出団地の建替整備事業を実施し、また、既存の公営住宅については適正な維持管理を継続して行うことで、快適で安全安心な住環境の形成に努めています。

平成 26 年現在、60 歳以上の高齢者がいる世帯が全体の 53.6%となっており、住宅施策の展開として、高齢世帯や子育て世帯に配慮したミックスコミュニティ団地の整備を目指す必要があります。

また、持ち家に住む高齢者世帯は、子どもが独立することなどにより、夫婦または単身で住むには規模の大きい住宅に住んでいる場合が多く、一方で子育て世帯では、経済的負担や子育てに適した住宅の不足等から比較的規模の小さな住宅に住んでいるといったミスマッチが生じています。こうした住宅と居住のミスマッチを解消するため、住み替えの仕組みづくりや民間住宅の情報提供の仕組みづくりに取り組む必要があります。

基本目標

- 1 美瑛町の風土に根ざした住環境の形成
- 2 だれもが安全安心に住み続けることができる住生活の安定確保
- 3 需要に応じて住み替え可能な住宅環境づくり

基本施策

1 町営住宅の木造化、木質化、低炭素社会に向けた住宅の整備

環境に調和した美しい景観の住環境づくり、地域産材を有効活用した町営住宅の木造化・内装木質化の推進、木質バイオマス燃料や地中熱熱源などの地域資源を有効活用した低炭素社会に向けた住宅の整備を促進します。

2 多様な世帯が生活できる住環境の形成

高齢世帯や子育て世帯が混在するミックスコミュニティ団地を整備するとともに、住宅におけるユニバーサルデザイン^(※)の普及促進、さらには自然環境と調和のとれた北方型住宅の建設を促進します。

3 安全で安心して居住できる町営住宅の整備

町営住宅の整備と適正管理を継続して行い、快適で安全安心な住宅の形成として、「建替」や建設事業費の縮減と入居者への家賃負担を軽減する「全面的改善」を推進します。また、雪対策や快適性に配慮し、広々とした外観形成とコミュニティ空間の形成に努めます。

4 適切な情報提供と既存住宅の再活用の推進

住宅需要に応じた住環境を形成するため、まちなか居住の推進や空き家を含めた住宅に関する情報提供に努めます。また、農村地域における定住促進に向け、老朽化した団地の建替事業や活用可能な空き家について住宅ストックとして再利用を図ります。



町営住宅（北町団地）

(3)道路・橋梁

現状と課題

道路及び橋梁は、生活や産業振興に欠かせない基本的な社会基盤であり、これらを根幹とした生活圏や景観が形成されてきたことから、安全性と利便性に配慮しつつ、うるおいと安らぎを感じさせる整備を推進しています。

しかし、畑作地帯が織りなす波状丘陵や青い池などが観光目的地化し、年々通行車両が増加していることに伴い、交通事故や渋滞が発生しているため、これらの防止等を踏まえた道路整備及び維持管理を講じていかなければなりません。

また、発生が想定されるあらゆる災害に対応するため、災害に強い道路整備を行い、町民の安全確保に努めなければなりません。

今後も、道路・橋梁の利用に関する意識の啓発を図りながら、適切な整備と維持管理に努めるとともに、安心して快適に利用できる道路空間づくりを進める必要があります。

基本目標

- 1 安全で利便性の高い道路・橋梁の整備と維持管理
- 2 うるおいと安らぎのある道路空間の創出
- 3 景観に配慮した道路の計画的整備及び安全な輸送体系の確立
- 4 観光目的地化した丘のまち景観区域への車両等への対応

基本施策

1 災害に強い交通体系の整備

地域防災計画に基づき災害に強い道路づくりを行い、地域住民の安全確保を第一として、利便性が高く、安全・快適な道路・橋梁の整備と維持管理に努めます。

2 景観に配慮した道路空間の創出

観光路線として需要の高い道路については、背景となる景観との調和やその役割を高めるため、道路の緑化、道路構造物の美装化をはじめとした環境美化や案内サインの整備など、うるおいと安らぎのある道路空間の創出に努めます。

3 農村地域の安全な交通体系の確立

観光目的地への通行車両の増加が著しい中、基幹産業である農林業との健全な調和を図るため、生産・輸送に不可欠な幹線農道及び地域間支線農道の整備を推進し、気象災害に強く、集出荷の円滑化や機械の大型化に対応できる安全な交通体系の確立を図ります。

4 多様化するニーズに対応した交通ネットワークの構築

レンタカーやレンタサイクルでの通行目的の多様化に対応するため、引き続き、警告看板等の多言語化や自転車通行路のゾーニング化などを検討していきます。

5 丘のまち景観区域^(※)への車両等への対応

観光車両の増加により、交通事故や渋滞が発生していることから、引き続き関係機関と連携して、交差点付近のランブルストリップス化^(※)や側道の拡幅、駐車施設の整備など、安全対策及び渋滞緩和策を進めます。

【道路・橋梁の概要】

(H27.3.31現在 単位:km)

種別	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳			歩道等設置延長
						道路延長	橋 梁		
							個数	延長	
国道	2				23.8				
道道	11				118.4				
町道	510	696.6	26.7	16.0	653.8	650.3	164	3.5	62.1
合計	523				796.0		164		

※ 他に専用自歩道北町本町線(通称フリーロード)総延長L=99.0m 実延長L=75.44m

資料：美瑛町

(4)公園・緑地

現状と課題

公園や緑地は、まちにうるおいを与え、町民の憩いの場や交流の場として重要な役割を担っています。

市街地に設置されている大小 20 カ所の都市計画公園については、いずれも施設の老朽化が進んでいることから、「美瑛町公園施設長寿命化計画」に基づき中核的な公園の再整備を進め、点在する小規模な街区公園については、緊急度の高い危険な施設の修繕や撤去を行っています。

幅広い年代の子どもたちが利用する「ことぶき公園」については、子育て世代の保護者や保育士等からのヒアリングによって、年代や運動能力に合わせた遊びが楽しめる様々な遊具を整備し、これまでにない遊びを創造する施設が整備され、多くの利用者が訪れていますが、整備後かなりの年数が経過した街区公園の多くは、少子高齢化に伴う利用形態や社会ニーズの変化に対応しきれない状況にあります。

公園は、特に子どもたちの心身の成長に重要な施設であることから、引き続き各公園の機能のあり方や利用者のニーズを検証し、地区における公園の位置付け、機能を明確にして安全で安心な都市環境の形成に努めるほか、新たな公園の役割として、火災や地震等の災害から町民の生命を守る機能を持った公園の整備も重要な課題となっています。

基本目標

- 1 憩いとうるおいを与える公園の再整備
- 2 地域の個性を生かし、遊びを創造できる安全な公園の整備

基本施策

1 利用者のニーズに対応した再整備の推進

公園の機能のあり方や利用者のニーズを検証し、憩いやうるおいを提供できる公園の再整備に努めます。

2 公園施設の老朽化対策の強化

「美瑛町公園施設長寿命化計画」に基づき、住民が安全に、安心して利用できるよう公園施設の老朽化対策を強化します。

3 新しい遊びを創造できる施設の整備

既存公園の特性や地域の個性を生かした施設配置によって、新しい遊びを創造できる特色を持った公園の再整備に努めます。

4 多様な役割を担える公園機能の拡充

公共空間としての公園の多様性を創出するため、町民の健康増進、保健福祉及び地域防災に寄与する公園整備に努めます。

【都市計画公園】

種別	名 称	位 置	面積 ha	供用開始
街 区	2.2.1 青葉公園	栄町3丁目6	0.11	S38. 6.15
"	2.2.2 みどり公園	栄町4丁目6	0.12	S39. 9.30
"	2.2.3 曙公園	本町3丁目6	0.14	S42.11.30
"	2.2.4 鈴蘭公園	中町3丁目6	0.12	S43.11. 5
"	2.2.5 中町公園	中町4丁目2	0.55	S37. 3.31
"	2.2.6 花園公園	花園1丁目3	0.13	S47. 8.10
"	2.2.7 南町公園	南町3丁目2	0.26	S55. 4. 1
"	2.2.8 ことぶき公園	寿町2丁目2	0.94	S53. 3.31
"	2.2.9 さいわい公園	幸町3丁目5	0.29	S54. 4. 2
"	2.2.10 なかよし公園	西町1丁目4	0.57	S57. 3.31
"	2.2.11 くるみ公園	旭町4丁目7	0.23	S60. 1.31
"	2.2.12 あさひ公園	旭町2丁目7	0.20	S60. 1.31
"	2.2.13 東町公園	東町2丁目5	0.64	S61. 3.12
"	2.2.14 さくら公園	丸山2丁目2	0.39	H 2. 3.14
"	2.2.15 あずま公園	東町4丁目	0.11	H 1. 3. 8
"	2.2.16 大町公園	大町1丁目	0.29	H 3. 3. 7
"	2.2.17 北町公園	北町1丁目	0.15	H12. 8. 7
近 隣	3.3.1 鉄西公園	北町2丁目	1.30	H14. 8.31
地 区	4.4.1 憩ヶ森公園	憩町2丁目	7.70	S59.12.24
運 動	6.6.1 丸山公園	丸山1丁目1	7.80	S49. 4. 1
計	20ヶ所		22.04	

【都市公園】

名 称	位 置	面積 ha	供用開始
新区画運動公園	字新区画	8.94	H 5. 5.12
千代田公園	字拓進	5.37	H 5. 5.12
新栄の丘展望公園	字美馬牛新栄	0.46	H 5. 5.12
三愛の丘展望公園	字水沢	0.78	H 5. 5.12
ふれあい運動広場	字原野3線	2.33	H 5. 5.12
神社跡緑地	西町1丁目	0.51	H11. 4. 1
北西の丘展望公園	字大久保協生	4.58	H 9. 3. 5
美馬牛の森公園	字新星第1	10.67	H 9. 3. 5
やすらぎ広場	本町4丁目	0.29	H12. 3.24
聖台公園	字赤羽	5.60	H13. 4. 2
計	10ヶ所	39.53	

【その他の公園】

名称	位置	面積	名称	位置	面積
みどりヶ丘公園	憩町1丁目	0.08	いこい公園	憩町1丁目	0.72
大久保公園	字大久保第1	1.71	しらかば公園	旭町3丁目	0.08
水沢公園	字水沢	5.61	日の出公園	錦町3番	0.06
かしわ園	字北瑛第2	1.30	丸山公共イベント広場	丸山2丁目	0.45
中町1丁目公園	中町1丁目	0.05	美馬牛駅前広場	美馬牛市街地	0.03
			計	10ヶ所	10.09

資料：美瑛町



ことぶき公園



憩ヶ森公園

(5) 雪対策

現状と課題

新たな住宅の建設や町民ニーズ等により、除雪路線延長は車道・歩道ともに増加傾向にあります。安全かつ安定した道路状況を維持するため、除雪車両機械の定期的な更新を図るとともに車両台数を確保し、路線の見直しを図りながら除雪業務を進めています。

さらに、堆雪状況に応じた適切な排雪や交差点の拡幅、焼砂の散布等を実施し、冬期間の交通安全の確保を行うとともに、本通地区の流雪溝の適切な運用や沿線住民の協力のもと、安全な歩車道空間の確保が図られています。

今後、ますます多様化・高度化する町民ニーズを踏まえ、雪堆積場、除雪車両機械及び機械オペレーターの確保、高齢者・障がい者世帯や流雪溝地区住民の高齢化に伴う除雪・投雪援助等を総合的に組み合わせながら、より効果的、効率的に除排雪事業を推進することが必要です。

基本目標

- 1 生活利便性と安全確保に配慮した除排雪の実施
- 2 高齢者、障がい者世帯等への配慮

基本施策

1 除雪体制の効率化と連絡体制の拡充

国道・道道管理者との情報交換を強化し、効率的な除排雪に努めるとともに、緊急時の連絡体制を整備・拡充します。

2 冬の安全な歩車道空間の確保

冬期間の利便性と交通安全を優先し、快適な車道及び歩道空間の確保を図ります。

3 人にやさしい除排雪の実施

福祉施策と連携し、高齢独居世帯、障がい者世帯などに配慮した除排雪に努めます。また、冬期間交通閉鎖路線の農業生産活動に合わせた早期雪割り開通に努めます。

【除雪路線延長】

区 分	路線数	延 長	左 の 内 訳	
			郊 外	市 街 地
車道除雪	407路線	342,888m	279,554m	63,334m
歩道除雪	49路線	37,674m	7,410m	30,264m

資料：美瑛町



2. 水道

(1) 上水道

現状と課題

美瑛町の水道事業は、昭和 40 年の給水開始以降、段階的・計画的に給水区域を拡張してきましたが、平成 17～18 年度にかけて、それまで未普及地域であった旭地区への給水設備・管路を整備しました。

これにより、地区専用水道を運営している俵真布地区、豊富な地下水を活用できる横牛・朗根内地区、地区飲料水供給施設を利用する上宇莫別地区・藤野地区を除き、町内の大部分で水道水を安定供給できる体制が整いました。

また、平成 24 年 3 月に国の認可を受けて旧水道事業（本町・白金地区）と旧簡易水道事業（平和・五稜地区）を統合し、施設等の効率的な運用と合理化を図りました。

今後は、水道事業の一層の健全経営に努めるとともに、計画的な施設の改修が必要となります。

基本目標

- 1 水道水の安定供給
- 2 水道事業の健全経営

基本施策

1 水道施設の適切な管理

水道水の安定供給に向け、施設の計画的な整備と維持管理に努めます。

2 計画的な事業運営

管理業務の徹底、事務の合理化を進め、水道事業の健全経営に努めます。

【水道事業概要】

（平成27年3月31日現在）

給水区域内人口	10,078人
給水人口	9,344人
普及率	92.7%

資料：美瑛町

(2) 下水道

現状と課題

美瑛町の下水道は、供用開始以来、時代の変化に伴う社会的ニーズに応じた機能充実のため、水洗化区域を拡充し、整備を行ってきました。水洗化区域外については、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

人口動態や社会情勢の変化から、管渠や処理場施設の新設整備量は徐々に減少していますが、管渠の整備を図るとともに、終末処理場設備の改築・更新工事を実施し、快適な生活環境づくりの充実に努め、計画どおりの目標が達成されました。

今後においては、町民ニーズに対応した生活環境づくりのため、計画的・効率的な施設の更新及び維持管理に努める必要があります。

さらに、最終的に発生する下水汚泥を原料として、より良質な汚泥堆肥を生産することで、農地や公園、パークゴルフ場等の公共施設はもちろんのこと、広く一般の家庭菜園等に還元し、再生利用の拡大を図り、循環型社会の形成を推進することが重要です。

基本目標

- 1 快適な生活環境の確保
- 2 下水道事業の健全経営
- 3 資源循環型社会の形成

基本施策

1 下水道の整備

管渠や処理場設備の計画的かつ効率的な更新を行うとともに、浸水対策を図ります。

2 計画的な事業運営

管理業務の徹底、事務の合理化を進め、水道事業の健全経営に努めます。

3 下水汚泥の有効活用

作物への生育効果が高く、悪臭を抑えた扱いやすい汚泥堆肥の生産を図り、利用拡大を推進するとともに、し尿汚泥との連携を図ります。

【下水道の普及状況】

(平成27年3月31日現在)

処理域内人口	6, 863人
水洗化人口	6, 571人
普及率	95. 7%

資料：美瑛町



3. 衛生

(1) 環境衛生

現状と課題

環境衛生美化活動については、行政区や町内会などによる資源回収が行われているほか、町内清掃やごみ拾い、缶トリー作戦といった地域や団体等の自主性に基づいた活動が実施されており、引き続き、町民憲章の実践に基づく環境衛生美化活動の展開を推進、支援する必要があります。

犬の登録については、平成 22 年度第 3 四半期の 784 頭をピークに減少し、平成 27 年度第 2 四半期で 745 頭となっています。飼養管理の不備による苦情は計画策定時から減少していますが、広報等を活用して正しい飼育の呼びかけを実施しており、今後も継続していく必要があります。

墓地管理については、平成 21 年度に新たな区画を造成し、供用開始するとともに、平成 23 年度には電算による墓地台帳の管理を行い、台帳管理の効率化を図っていますが、現在の使用者（権利者）が特定できない墳墓等が存在していることから、確認作業を行うとともに不明使用者の探索が必要な状況にあります。

公害については、地球温暖化対策実行計画に基づき、各種事業活動により排出する温室効果ガス排出の削減・抑制に向けた取り組みが必要です。

基本目標

1 地域ぐるみによる環境衛生の実現

基本施策

1 環境美化活動の促進

資源の自主回収、町内清掃、ごみ拾いなど、町民の自主的な環境衛生美化活動の展開を推進、支援します。

2 狂犬病対策の推進

狂犬病予防を推進し、動物愛護の観点から、所有者に適正飼育を促します。

3 墓地の管理と環境整備

適正な墓地の管理と環境整備に取り組むとともに、使用者が不明となっている墳墓等の調査を進め、不明者の探索に努めます。

4 公害のない地域づくり

公害に対する監視、指導の強化を図り、適切な処理に努めます。

(2)ごみ処理

現状と課題

美瑛町は、東川町・東神楽町と共同で構成する大雪清掃組合に所属し、廃棄物の減量化に重点をおいてリサイクル等を推進しています。

本町では、町民1日1人当たりの家庭から排出するごみの量が横ばい傾向にありますが、より一層のごみの減量を進める必要があります。このうち、生ごみ・紙布類の割合が大半を占めており、通信販売の利用の普及により、過剰に包装された段ボールなどや世帯人員の減少による不用物、特に布類の増加等がその要因として考えられます。

資源ごみ処理については、直近の5カ年間の推移から年間450t程度で横ばいの状態であり、その内容は、紙類やビン類が減少傾向にある一方、プラスチック製容器包装の回収量が増加しています。資源ごみとして回収する廃棄物とは別に、町内会などによる資源回収も行われており、年間300t以上の資源ごみが回収されています。

こうした中、技術の進歩等により、生産性の向上や生活の利便性が図られる反面、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式への反省から、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる「循環型社会」に転換する取り組みが一層求められています。

これを受け、町民の理解と協力の下でごみの減量化を達成するとともに、資源ごみの回収とリサイクルを推進し、環境負荷の低減を図り、循環型社会の実現を図ることが必要です。

基本目標

- 1 ごみの減量化と適正な処理による環境負荷の低減
- 2 資源回収とリサイクルの推進

基本施策

1 適正なごみの収集体制の確立

家庭ごみの戸別収集の実施など、収集体制の多様化を検討しながら、分別収集の徹底と収集体制の充実を図ります。

2 ごみの減量化の推進

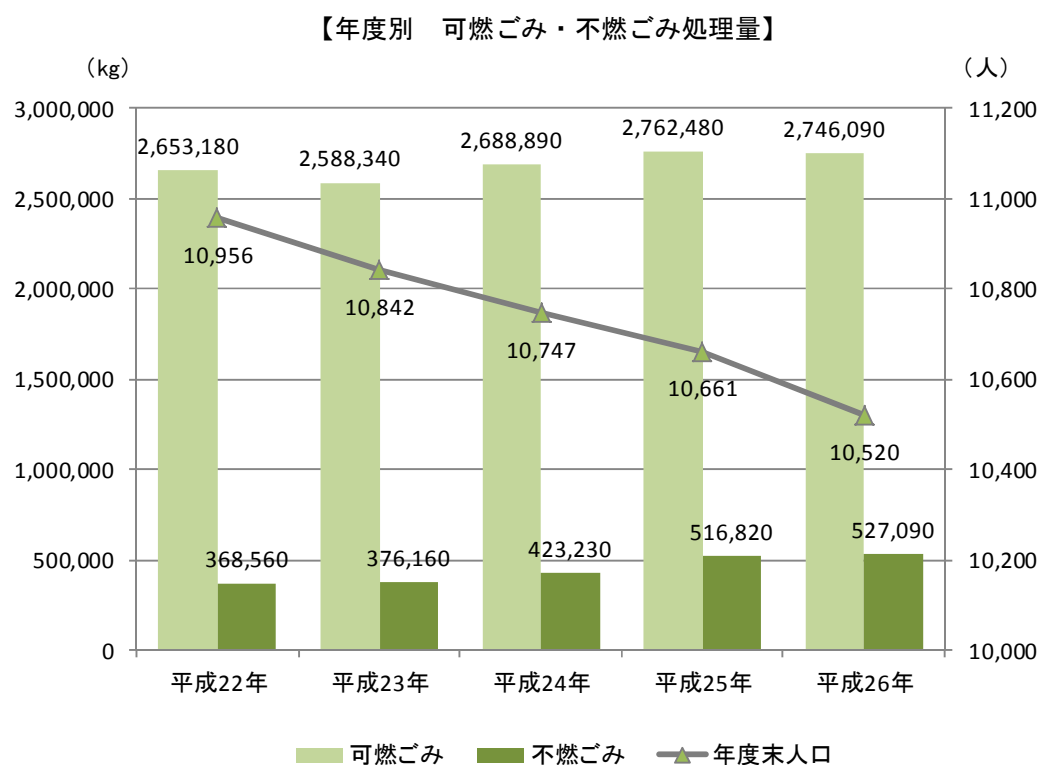
広報、ホームページや刊行物により、ごみ分別の意識向上と分別収集の徹底を図りながら、ごみの減量化を進めます。

3 リサイクルの推進

多様化するリサイクルの仕組みに対応しながら、資源リサイクル運動を進めます。

4 不法投棄の防止対策

パトロール等を強化し、不法投棄防止に取り組みます。



資料：美瑛町

(3)し尿処理

現状と課題

美瑛町のし尿処理は、し尿・浄化槽汚泥ともに民間委託により町内全域を対象として汲み取りし尿を収集運搬し、浄化センターで処理を行っています。また、水質汚濁防止の観点から、水洗化区域外の住宅建築の際には、合併処理浄化槽の設置の普及促進を図っています。

公共下水道と合併処理浄化槽の普及により、し尿収集人口は年々減少していますが、合併処理浄化槽から排出される汚泥収集量が年々増加していることから、引き続き安定した処理が必要です。

浄化センターは、嫌気性消化活性汚泥法による処理形態の施設で、費用の節減に努めながら運営していますが、施設建設から35年以上が経過し、設備等の老朽化が見られるため、今後は大規模な改修等を検討していく必要があります。

また、処理の過程で得られる汚泥は有機質に富んだ良質なものであり、堆肥として農村還元を行っています。

基本目標

1 効率的なし尿処理の実現

基本施策

1 収集・処理体制の充実

安定した収集・処理体制の充実に努めます。

2 合併処理浄化槽の普及

農村地域を中心に合併処理浄化槽による水洗化を推進します。

3 し尿汚泥の有効活用

し尿汚泥の更なる有効活用を進めるとともに、下水汚泥との連携について検討します。

4. 防災・消防・救急

(1) 地域防災

現状と課題

美瑛町では、頻発・大規模化する多様な自然災害に迅速に対応できるよう、防災体制の充実強化を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりの推進に努めてきました。

特に、十勝岳砂防事業の整備拡充及び早期の完成に向けて関係機関と一層の協議を進めるとともに、災害時における災害情報や避難情報を町民に瞬時に的確に伝達するため、防災行政無線のデジタル化に取り組みました。

また、災害時避難所となる公共施設への非常用発電機の整備をはじめ、災害時応急機材や非常用備蓄品等の充実も図るとともに、町民の防災意識の高揚に向けた「防災ガイドブック」を全戸配布するなど、災害への対策強化を推進してきました。

今後においても、ハード・ソフト両面での防災体制の一層の充実強化を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

基本目標

1 災害に強いまちづくりの確立

基本施策

1 避難訓練の実施

十勝岳噴火災害対策として、より具体的な避難計画に基づいた訓練を実施するとともに、夜間避難訓練の実施など訓練内容の充実を検討します。

2 防災設備の充実

十勝岳避難施設、観測監視装置の充実をハード、ソフトの両面から推進します。

3 防災行政無線のデジタル化

災害時における情報通信ネットワークの高度化に向け、防災行政無線のデジタル化を継続的に推進します。

4 避難計画及び避難行動要支援者プランの策定

十勝岳噴火災害を想定した避難計画と避難行動要支援者プランを策定するとともに、避難促進施設における避難確保計画の策定を支援します。

5 防災知識の普及

ジオパーク^(※) 活動等を生かした防災教育を推進します。



防災訓練の様子

(2) 治山・治水

現状と課題

防災対策事業として実施される治山・治水対策は、町民の生命、財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図る上でも、重要な役割を持っています。特に近年は、局地的な大雨や長雨の発生が洪水や土砂災害を増大させていることから、洪水の予測や情報提供といったソフト対策も含めた総合的な治山・治水対策を講じていく必要があります。

美瑛町には、忠別川及び美瑛川を主要河川として大小 158 の河川が流れていますが、これらの多くは急流の原始河川であり、河川沿いの農地等への流出冠水等の被害が発生していることから、今後も環境と調和した河川改修と河川への負担を軽減させる治水対策を推進する必要があります。

なかでも、十勝岳連峰に源を発する美瑛川は、十勝岳火山泥流対策により上流部の川幅拡張等の治水対策が行われていますが、引き続き河川管理者等と連携強化して、治水対策を講じていく必要があります。

さらに、中山間地域という地形特性に起因した災害も発生していることから、土砂災害の発生箇所や災害が予見される危険地域を適確に把握し、森林の持つ水源かん養機能が十分に発揮されるよう関係機関と連携して荒廃した森林の復旧整備を進め、町民が安心して暮らせる環境を整えていく必要があります。

基本目標

1 災害から町民の安全・安心な暮らしを守る環境づくり

基本施策

1 河道の流下能力の向上

河川護岸の修復、整備のほか、河道の掘削等により河川の流下断面積を大きくすることや河道内の樹木を伐採することなどにより、河道の流下能力の向上を図ります。

2 総合的な治水対策の推進

水資源の貯留機能をもつ農業用ダム施設の効果的な活用や、森林や農地がもつ雨水等の地下浸透機能にも着目し、総合的な治水対策を関係機関等と連携して推進します。

3 災害危険地域の把握と治山事業の実施

地域における土砂流出の状況を適確に把握し、北海道とともに予防治山工事などの各種治山事業を計画的に進めます。

4 環境に配慮した水と親しむ河川づくりの推進

環境保全への対応や魚、鳥、植物にやさしく、人に安らぎを与えるかわまちづくりに努めます。



(3) 消防・救急

現状と課題

美瑛町は、東川町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町と共同で構成する大雪消防組合に所属しており、さらに、非常勤の組織として、6つの分団からなる美瑛消防団を構成し、消防業務を行っています。

消防力の強化は、町民の生命と財産を守るうえで極めて重要であり、消防車両や資機材の近代化及び高度化、消防設備の充実を図るとともに、組合組織の充実や広域消防応援体制の確立に向けた取り組みが必要となっています。

救急については、専門知識と高度な救急処置技術が求められていることから、救急隊員の知識・技術水準の高度化を図るとともに、医療機関との連携強化、応急手当の普及啓発を進めることが必要となっています。

基本目標

1 町民の生命と財産を守る消防・救急体制の確立

基本施策

1 消防体制の整備

消防車両の年次計画による更新や装備の近代化を図るとともに、広域消防応援体制の確立に努めます。

2 救急体制の整備

救急隊員の専門知識と技術水準を高め、医療機関との連携・情報連絡体制を強化するとともに、資機材と装備の充実を図り適正な運用に努めます。

3 消防団員の確保

消防団による地域消防力を強化し、消防団員の確保に努めます。

4 普及啓発の推進

町民の防火・救急意識の向上を図り、自動体外式除細動器（AED）の普及啓発に努めます。

5. 交通

(1) 交通

現状と課題

自家用車の利用が中心となる中、公共交通機関の存在は、広大な面積を有する美瑛町にとって地域住民の生活環境の維持や観光客の移動手段の確保のため依然として重要であることから、路線バス及び鉄道交通の維持は、今後の重要な課題となっています。

また、公共交通の利用が困難な方の「生活の足」を確保し、交通格差が生まれない体制づくりも必要となっています。

近年、都市間交通の増大に加え、本町の自然景観を求めて道内外はもとより海外からも多くの観光客が訪れ、ピーク時には交通渋滞が発生するなど、円滑な交通体系の維持が困難になっています。この状況に対応するため、地域圏間交流を高め、産業経済の発展に寄与する交通システムの構築も求められます。

基本目標

1 安定した交通体系の構築

基本施策

1 路線バスの運行の維持

路線バス運行の確保・充実を図ります。

2 鉄道交通の維持

列車ダイヤの確保・充実とあわせ、道路交通との連携を図ります。

3 交通格差の解消

交通サービスのより一層の充実を図り、交通弱者の支援対策に努めます。

4 都市間交通網の整備

都市間道路交通網の整備を促進します。



(2)交通安全

現状と課題

美瑛町では10年程前から年間400件前後の事故が発生し、また年に1人もしくは2人が犠牲になる悲惨な死亡事故も起きています。

こうした中、交通安全推進協会と協力し、園児や児童生徒に幼少の頃から交通安全意識を芽生えさせ、さらに、町内各事業所・高齢者に対しても改めて交通社会における危険について認識してもらうため、警察とも連携を図りながら交通安全活動に取り組んでいます。

一方、近年外国人観光客が増加していることから、インバウンド対策にも目を向けながら啓発を行っていく必要があります。旭川空港を利用する外国人に対して、観光マナーと交通標識を掲載した啓発パンフレットの配布を行い、あわせて道の駅などで日本の交通ルールを訴える、啓蒙活動を行っています。

今後も、「人命尊重」「命の大切さ」を伝えながら、「交通安全」が地域・学校・家庭などでさらに定着するように啓発活動を続け、地域全体での活動に結び付けていくことが必要となっています。

基本目標

1 交通事故ゼロのまちづくり

基本施策

1 安全な道路環境の整備

道路の整備改良、路肩の拡幅、歩道のバリアフリー化、案内標識の適正な配置など、道路交通環境の整備に努めます。

2 交通事故ゼロに向けた啓発活動

子どもや高齢者、外国人にも重点を置きながら、交通安全対策推進協会、旭川東警察署と連携を密にし、悲惨な事故が起きないように交通安全思想・知識の普及・啓発に努めます。

3 安全対策の普及

夜光反射材など安全用品の普及に努めます。

4 外国人に対する安全対策の実施

外国人に対する国内の交通ルールของ普及と啓発を継続し、交通マナー向上と事故防止を図ります。



6. 防犯（犯罪被害相談）

現状と課題

犯罪や非行を未然に防止するため、警察をはじめ、関係機関・団体との連携や町民の協力により、問題行動の早期発見に努めているほか、地域に防犯指導員を配置し、適切な防犯指導、連携を図っています。

なかでも、地域の草の根的な防犯活動として道内で定着している地域安全運動は、美瑛町においても防犯指導員による青色回転灯を使用した町内巡回パトロールを実施し、地域の安全を見守る活動が展開されています。こうした取り組みを今後も継続し、犯罪の防止に努める必要があります。

近年の犯罪は、複雑・巧妙化が進み、振り込め詐欺などのいわゆる特殊詐欺犯罪の発生が後を絶たず、また、危険ドラッグ^(※)の使用による犯罪も懸念されています。こうしたことから、現在、特殊詐欺に対する消費生活相談に対応していますが、今後は最新の犯罪動向に関する情報提供を行い、被害から身を守る意識の醸成に努める必要があります。

基本目標

1 犯罪の未然防止と防犯体制の確立

基本施策

1 効果的な普及啓発

最新の犯罪傾向を捉えた効果的な啓発に努めます。

2 地域ぐるみでの防犯体制の確立

犯罪のない安全なまちづくりを実現するため、発生実態に即した抑止対策の実施を図るとともに、地域ぐるみで地域安全運動を推進します。

3 特殊詐欺への対応

広報紙や防災無線を活用し、注意を促すとともに警察や関係機関と情報を共有し、被害防止に努めます。

7. 新エネルギー

現状と課題

環境保全型低炭素社会の実現、エネルギーの安定供給に向け、新エネルギーの開発と活用に対する社会的要請が強まっています。

美瑛町は、木質バイオマス、地中熱、水資源など、エネルギーの開発に資する恵まれた資源を数多く有しており、その活用についての検討を進めていく必要があります。

これらを活用した再生可能エネルギーの地産地消を進めることで、地域資源の有効活用と地域の活性化を図ることが求められます。

基本目標

1 新エネルギーの開発及び活用

基本施策

1 新エネルギーの開発

木質バイオマス、地中熱、水力、太陽光発電等、地域特性と地域資源を活用した再生可能エネルギーの生成に取り組みます。

2 公共施設での活用促進

公共施設における再生可能エネルギーの活用を進め、地域資源の有効活用と環境保全型低炭素社会に対応した取り組みを進めます。

3 家庭での取り組みの促進

太陽光発電など、家庭における再生可能エネルギー活用を支援します。

Ⅲ- 5

みんなで歩むまちづくり

1. 町民参加・協働

(1)町民参加・協働

現状と課題

まちづくりへの町民参加を進め、町民との協働によるまちづくりを推進することは、今日の重要な課題となっています。

「住みよいまち美瑛をみんなで作る条例」を制定し、参加の推進に努めてきましたが、これを一層進め、町民と行政が一体となったまちづくりを進めることが重要です。

また、広報活動の充実による情報提供や多様な手段を活用した広聴活動の充実も課題となっています。

基本目標

- 1 町民参加の促進及び協働のまちづくり
- 2 広報・広聴活動の充実

基本施策

1 町民参加と協働の促進

「住みよいまち美瑛をみんなでつくる条例」に基づき町民参加を促し、協働のまちづくりを進めます。

2 町民組織の支援

まちづくりに関わる町民組織の支援に取り組みます。

3 広報活動の促進

広報紙やホームページ、SNSなど、多様な手段を活用し、効果的な広報活動を促進します。

4 広聴活動の促進

町民ワークショップ^(※)、アンケート、町民コメント制度など、多様な手段により町民意見を把握し、行政政策に反映します。



(2) 日本で最も美しい村づくり

現状と課題

失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観や環境、文化を守り、地域資源を生かしながら自立を目指すために、平成 17 年に設立した「日本で最も美しい村」連合の理念に基づき、住民と一体となって、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与する取り組みを進めてきました。

平成 21 年には「美瑛町日本で最も美しい村づくり協議会」を組織し、町内の様々な団体と協働し、農村景観の保全や美しい村づくり活動の普及啓発に努めています。

地域に根付いた暮らしの営みにより育まれてきた景観や文化等の地域資源を活用することで交流人口の増加を促し、質の高い、持続可能なまちづくりを進めていくことが重要です。

基本目標

- 1 町民との協働による美しい村づくり活動の推進
- 2 地域資源の保護・活用による持続可能な地域の発展

基本施策

1 町民参加による美しい村づくり

「美瑛町日本で最も美しい村づくり協議会」を中心とした、町内の景観修景・環境美化活動等の町民参加による美しい村づくりを推進します。

2 美しい村加盟村相互の連携推進

地域が抱える共通課題への対応や資源の利活用にむけて、「日本で最も美しい村」連合をはじめ、道内加盟町村・地域と組織する「日本で最も美しい村づくり北海道連携会議」による連携推進や交流拡大を進めます。

3 企業との連携

美しい村づくりに対する取り組みや地域の魅力を発信することで、町内企業や「日本で最も美しい村」連合サポーター企業との連携を推進し、地域経済の発展を促進します。

4 情報発信による地域の価値向上

「日本で最も美しい村」連合や「世界で最も美しい村連合会」のネットワークを活用することで、国内外へ美しい村としての価値を発信し、交流人口の拡大を図ります。



美しい村マルシェ



丘のまちはえいの景観をつくる花植え及び修景活動

(3)十勝岳ジオパーク

現状と課題

美瑛町は、十勝岳の火山活動から生まれた美しく豊かな自然環境に恵まれ、その中で様々な歴史や文化が育まれてきました。また、開拓以来、この大地の恵みを享受し、人々の願いと苦労が結晶した美しい丘陵地には、農業を基幹産業として各産業が発展し、さらに「丘のまちびえい」として多くの観光客が訪れるようになりました。こうした本町の成り立ちは十勝岳の火山活動と、この地に暮らしてきた人々の営みが密接に関連しているものです。

一方で、周期的に噴火を繰り返す十勝岳との共生は、本町における重要テーマであり、ジオパーク活動による火山防災への活用と、地域資源やその魅力を見つめ、郷土愛を醸成することが求められています。また、ジオツーリズムを通じて既存の観光にさらに価値を付加し、地域の魅力を広く、より深く発信することも重要な課題となっています。

基本目標

1 ジオパーク活動の普及・啓発と推進

基本施策

1 町民参加と協働による活動の推進

町民や各団体が一体となったボトムアップ型のジオパーク活動を推進し、将来にわたって持続可能な活動を進めます。

2 防災教育の充実

十勝岳の火山活動が残した記録を教材として、防災教育の充実を図ります。

3 地域学としての「美瑛学」の推進

本町の歴史や文化、自然環境や地域資源などについて学ぶ「美瑛学」を推進し、学校教育から社会教育まで一貫した学ぶ機会の充実を図ります。

4 新たな観光価値の創造

訪れる観光客に、本町の美しく豊かな環境・景観、育んできた歴史・文化・産業などに対する理解を促し、観光の付加価値を高める取り組みを進めます。

5 ジオツーリズムの推進

ジオガイドの養成と活用を推進し、「美瑛学」を生かしたジオツーリズムを推進します。

6 ジオ拠点施設の整備

地域資源の情報や学習の場を提供するジオ拠点施設の整備に努めます。

7 ジオサインの整備

地域資源を紹介するジオサイン整備を図るとともに、その多言語化に努めます。

8 地域資源・魅力の情報発信の充実

多様な情報手段を活用して、地域資源とその魅力を広く発信します。



十勝岳

(4) 景観づくり

現状と課題

美瑛町では、平成 15 年に「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」を制定し、美しい景観を地域資源として町民みんなの共有財産であることを認識し、その保全と形成に関する取り組みを進めてきました。

また、平成 16 年の景観法制定を受け、法に基づく景観保全や形成を進めるため、平成 18 年には景観行政団体となり、平成 27 年 3 月に景観法に基づく景観計画を定めました。これにより、景観形成基準に基づく景観づくりとなるよう開発行為の実施者へ届出を求めており、景観審議会の意見を踏まえ、周辺環境への配慮を行うよう適切な景観誘導を図っています。

今後も本町の景観が魅力的であり続けるためには、美しい景観が町民みんなの共有財産であることを認識し、町民一人ひとりが景観づくりの担い手となり、町民等、行政、事業者が相互に協力して景観形成に取り組む必要があります。

美瑛町景観計画に基づき、「丘のまちびえい」の景観を守り、育て、活かし、魅力あるまちづくりに努めます。

基本目標

- 1 自然環境の保全
- 2 生活や農業の営みによって生まれる美しい景観の保全と形成
- 3 美瑛町景観計画に基づく景観づくりに対する理解の促進

基本施策

1 適切な景観づくりの啓発

町民や事業者に対し、美瑛町景観計画に基づく景観形成基準の内容についての啓発に努めるほか、事例集を用いた質の高い景観づくりを促進します。

2 景観の保全

自然環境の保全、農村景観の基盤となる農業の営みを支えるとともに、景観づくりの担い手である町民の活動を支援し、美しい景観の保全に努めます。

3 景観資源の保存

良好な景観の形成に資する景観資源を景観重要建造物や景観重要樹木として指定し、魅力ある景観の発信や保存に努めます。

(5) 企業・大学との協働連携

現状と課題

町民はもとより、美瑛町を訪れる人々のニーズに応えるまちづくりを進めるため、町外の企業や大学との連携を推進し、地域活性化に資する専門的知識や情報、ノウハウを積極的に活用し、地域の産業振興や人材育成を図っています。

外部人材との連携による専門的な知見や新たな発想を取り入れることで、町内における地域振興や新たな人の流れを生み出すことにつながり、地域の活性化やさらなる交流人口の拡大を図ることが必要です。

今後も企業や大学との連携を推進し、様々な分野における課題解決を図るとともに、将来を担う人材育成や質の高いまちづくりを進めていく必要があります。

基本目標

- 1 地域産業活性化や人材育成に資する企業との連携
- 2 大学等の教育機関の専門的知見を活用したまちづくりの推進

基本施策

1 産業の活性化と雇用創出

企業との連携により、本町の地域資源を活用した産業振興を図ることで、新たな雇用の創出や交流人口の拡大を目指します。

2 まちを担う人材の育成

大学等の教育機関に関わる人材と町民が積極的に交流できる関係を構築し、本町を担う人材の育成に取り組みます。

3 教育分野との連携推進

小中学校及び美瑛高等学校における教育連携を進め、本町で生まれ育つ子どもたちが幅広い視点を持ち、社会的・職業的に自立した人間性を育みます。

2. 情報化

現状と課題

美瑛町では、平成 22 年度に情報通信基盤を整備したことにより、町内ほぼ全域でブロードバンド^(※)を利用できる環境が整い、全ての町民が等しく情報を得ることができるようになり、情報の地域間格差是正を進めることができました。

また、情報通信基盤を活用した光通信網による放送波の再送信により、地形的難視聴の解消が可能になりました。

情報通信基盤については、今後もブロードバンドの利用件数が増加傾向にあるため、施設の整備や適切な管理運営に努めるとともに、情報通信基盤を活用した新たな町民サービスの検討を進めます。

行政事務については、住基・税・給与システム等の基幹系業務に係る総合行政情報システムを導入したことで、行政事務の電子化が図られ、経費の節減につながっています。今後も、日々進歩していく情報通信技術を最大限に活用し、その都度最適なシステムを選定・導入し、更なる行政事務の効率化を進めることにより町民サービスの向上に努めます。

また、情報通信技術の高度化に伴い、町民や観光客が情報を入手する手段が多岐に渡ることから、多様な手段による情報発信が求められており、セキュリティ^(※)面を含めた技術の検証を行い、最適な情報発信手段の検討を進めます。

個人情報の保護については、法令を遵守し、適正な管理・運用を行っておりますが、社会保障・税番号制度の導入に伴い、より一層の配慮が必要であることから、これまで以上に安全管理を徹底し、厳格な管理・運用に努めます。

基本目標

- 1 町民の利便性に配慮した情報通信環境の整備・活用
- 2 情報通信技術を活用した行政事務の効率化による町民サービスの向上
- 3 個人情報保護の徹底

基本施策

1 情報通信環境の整備・活用

町内全域への情報通信基盤の整備を進めるとともに、町民が集まる公共施設や観光客が訪れる主要なポイントに公衆無線LAN^(※)を設置するなど、情報通信環境の整備を進めます。また、情報通信基盤を活用した新たな町民サービスの検討を進めます。

2 難視聴対策の推進

地上波デジタル放送に係る難視聴対策を進めます。

3 行政情報の電子化

情報通信技術を最大限活用した最適なシステムの導入により、行政事務の効率化を進め、町民サービスの向上に努めます。

4 情報発信の多様化への対応

多様な手段での情報発信が可能となるよう、様々な情報発信技術の検討・検証を進めます。

5 個人情報の保護

法令に基づき、十分な管理体制の下で個人情報保護を徹底します。



3. 行政

現状と課題

人口減少、少子化、高齢化の進行等、美瑛町が直面する行政課題は深刻さを増しており、それに伴い、より柔軟で効率的な行政運営が求められるようになっていきます。

第4次、第5次行政改革大綱に基づき、各種行政情報のシステム化などによる行政サービスの簡素化・効率化を図り、あわせて研修等を通じた職員の資質向上を積極的に行い、職員の適正な配置及び事務事業の見直しなどを進めてきました。

さらに、これまでの事業効果の評価をもとに社会情勢と町民ニーズを反映した第6次行政改革大綱に基づき、町政を取り巻く時代の変化に対応できる組織づくりと職員の育成に努める必要があります。

また、行政の効率化と圏域全体の調和のとれた発展に向け、他市町村との協力・連携の重要性も増していることから、広域行政の推進も重要な課題となっています。

基本目標

- 1 効率的な行政運営
- 2 広域行政の推進による行政の効率化及び調和のとれた地域の発展

基本施策

1 行政改革の取り組み

行政改革大綱に基づき、社会情勢と町民ニーズを反映した効率的かつ効果的な行政運営を推進します。

2 効果的な行政組織の構築

町政を取り巻く環境の変化に対応できる組織づくりに努めるとともに、人事評価、人事管理との連携を図り、適正な人員配置及び管理を行います。

3 職員の資質向上

町政を取り巻く時代の変化に対応できる職員の養成に向け、研修体制の充実等による資質向上を図ります。

4 広域行政の推進

行政の効率化と圏域全体の調和のとれた発展に向け、他市町村との協力、連携体制を強化し、共通する業務の共同化、課題の解決、機能の分担を図ります。



4. 財政

現状と課題

自立したまちづくりを進めるためには、財政基盤の安定が必須の要件となります。

美瑛町では、将来を見据え、より有利な資金活用等の健全な財政運営を進めてきた結果、平成 22 年度決算から自治体財政の健全化を示す健全化判断比率が適正数値となり、以降、年々改善されている状況にあります。

今後においても安定した財政基盤を築くため、独自に財政運営計画を策定するとともに、財源の活用にあたっては一層の効果・効率・成果を求めることとし、さらなる財政の健全化を目指す必要があります。

また、地域住民への本町財政状況の理解についても、議会に対しての報告、ホームページや広報紙等を通じて、積極的に情報共有、提供を行うことが必要です。

自主財源の確保も重要な課題となっています。町税の課税客体を的確に把握し、滞納者及び滞納額の減少により自主財源の適正な確保に努め、その対応を強化する必要があります。あわせて社会経済情勢の変化に伴い、使用料・手数料・負担金等の公正な受益者負担が求められます。

近年、地域を応援することを目的とした「ふるさと納税」が増加しており、新たな財源確保として期待も大きいことから、本町の魅力を積極的に発信することで美瑛ファンの獲得を推進し、ふるさと納税の促進を図るとともに、寄附目的に応じて有効に活用することが必要です。

基本目標

- 1 財政の健全化と強固な財政基盤の確立
- 2 適正な税財源の確保
- 3 新たな財源の確保

基本施策

1 財政の健全化

財政の健全化に向けた計画を策定し、その実行を通じて、一層の財政の健全化を目指します。

2 財政状況の公開

財政状況について、ホームページや広報紙等を通じ、積極的に情報共有、提供を行います。

3 課税客体の的確な把握・滞納の減少

町税の課税客体を的確に把握するとともに、滞納者及び滞納額を減少させて、自主財源の適正な確保に努めます。

4 公正な受益者負担

各種施設の運営状況、町民サービスの向上と財政状況のバランスを見極めながら、公正な受益者負担と適正な運用に努めます。

5 財源の有効活用

国・北海道などによる補助制度の効果的な導入、ふるさと納税（丘のまちびえいまちづくり寄附）の取り組みを促進し、広く本町への理解と支援を促すとともに、適正に活用します。

資料編

1. 第5次美瑛町総合計画 策定経過

日 付	まちづくり委員会	まちづくり ワークショップ	その他
5 月	第1回 委員会 第5次美瑛町まちづくり総合計 画の策定について ・計画策定のスケジュール等の確 認		
6 月			町民アンケート の実施
8 月		第1回 ワークショップ 美瑛町のまちづくりに関する課 題とその背景 ・美瑛町のまちづくりに関わる課 題とその背景を検討	
9 月		第2回 ワークショップ 課題解決に向けた具体的な方法 の検討 ・第1回ワークショップで検討さ れた課題の解決に向け検討	
10月	第2回 委員会 第5次美瑛町まちづくり総合計 画策定の進捗 ・町民アンケート結果の説明 ・美瑛町人口ビジョン及び総合戦 略について		
11月		第3回 ワークショップ 解決方策の実行に向けた検討 ・第2回ワークショップで議論さ れた課題解決方策の実行に向け た検討	
12月	第3回・第4回 委員会 総合計画（素案）の検討		
1 月	第5回 委員会 総合計画（案）の検討		町民コメントの 実施

2. まちづくり委員会 委員一覧

役 職	氏 名	所 属
会 長	濱 塚 努	建設業
副会長	滝 川 忠 司	自営業
委 員	井 川 公 子	農業
	井 上 匡 史	農業協同組合
	工 藤 友 子	自営業
	栗 原 弘 志	商工会
	小 牧 明 彦	
	斉 藤 和 宏	会社員
	坂 田 昌 則	農業
	佐々木 敏 子	
	西 出 光 宏	自営業
	西 森 研一郎	会社員
	米 山 憲 一	
特別委員	吉 田 恵 介	札幌市立大学デザイン学部 教授

(委員は五十音順)



まちづくり委員会



まちづくりワークショップ

3. まちづくりアンケート結果の概要

調 査 概 要

(1) 「美瑛町のまちづくりに関するアンケート調査」

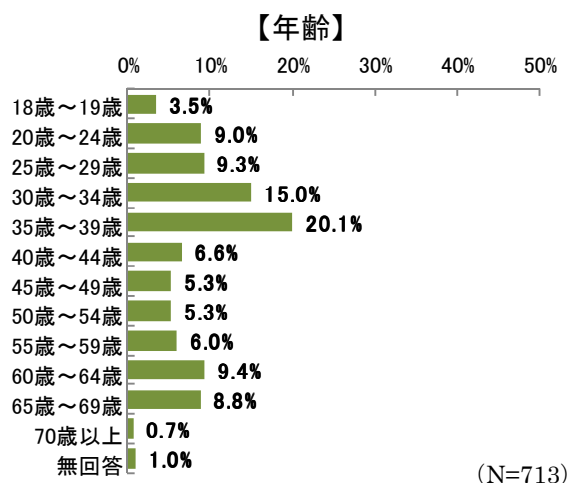
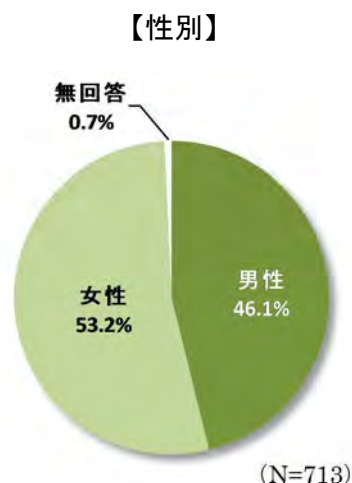
- ・ 目 的：美瑛町における人口減少にかかる課題や今後の取組方針について、町民が感じている課題や意識などを把握する
- ・ 対 象：平成27年4月1日現在の住民基本台帳に登録されている18歳から39歳までの町民から無作為に1,000名、40歳以上の町民から無作為に500名を抽出（計1,500名対象）
- ・ 調査方法：郵送により調査票を発送・回収
- ・ 調査期間：平成27年6月8日（月）～6月23日（火）
- ・ 回収状況：有効回答数713件（回収率47.5%）

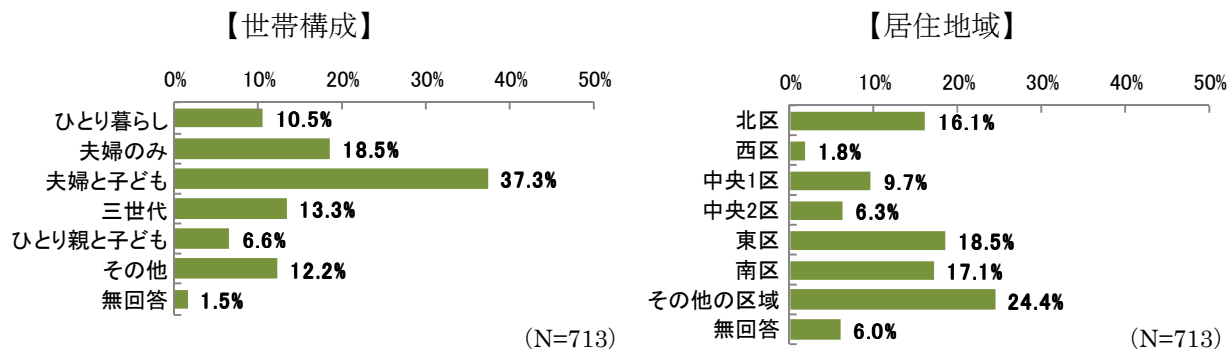
(2) 中学生・高校生アンケート

- ・ 目 的：美瑛町について思うことや、定住や転出に関する意識等を把握する
- ・ 対 象：中学校3年生97名、美瑛高生174名
- ・ 調査方法：町内の全中学校、美瑛高校においてアンケート実施
- ・ 回収状況：中学生87件（回収率89.7%）、高校生115件（回収率66.1%）

(1) 「美瑛町のまちづくりに関するアンケート調査」 結果概要

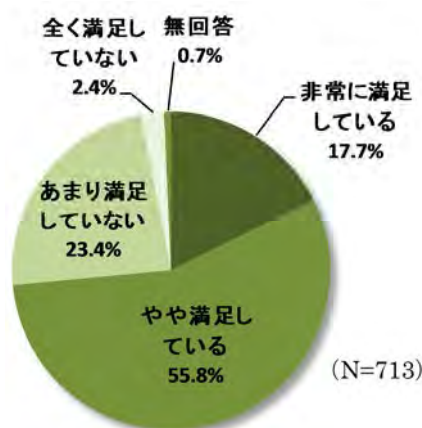
回答者の属性



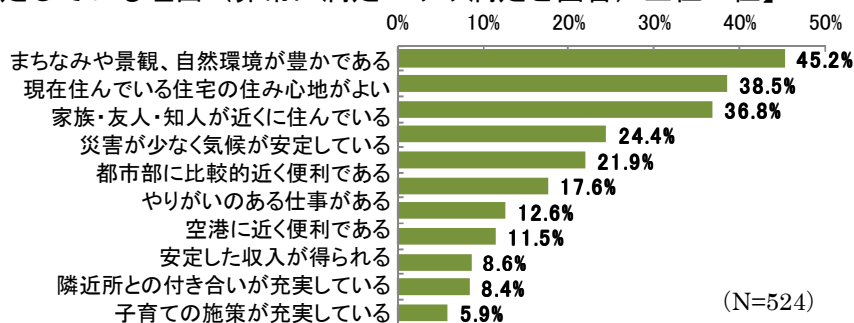


現在の居住地について

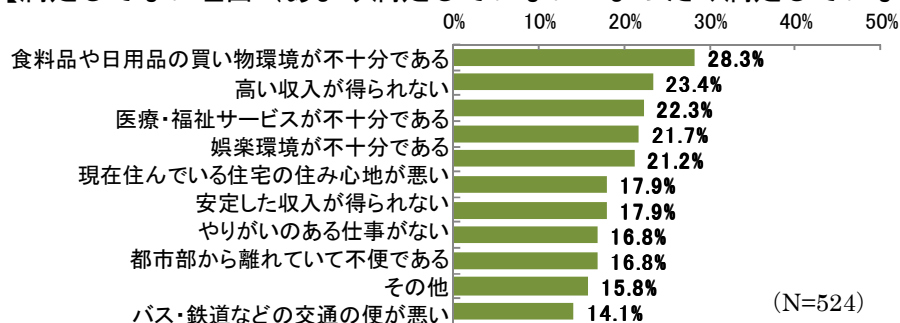
【現在の居住地の満足度】



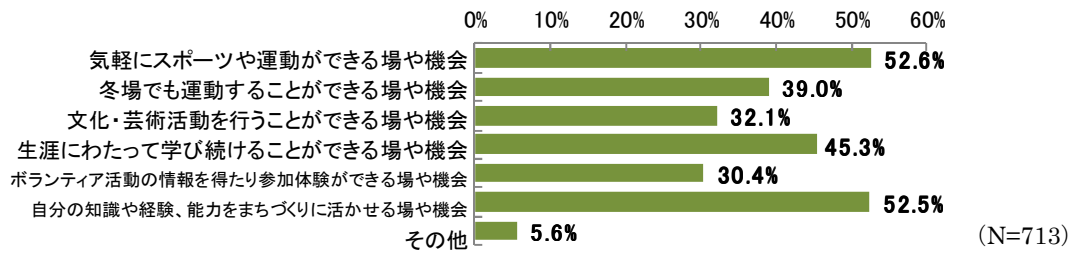
【満足している理由（非常に満足・やや満足と回答）上位10位】



【満足していない理由（あまり満足していない・まったく満足していないと回答）上位10位】

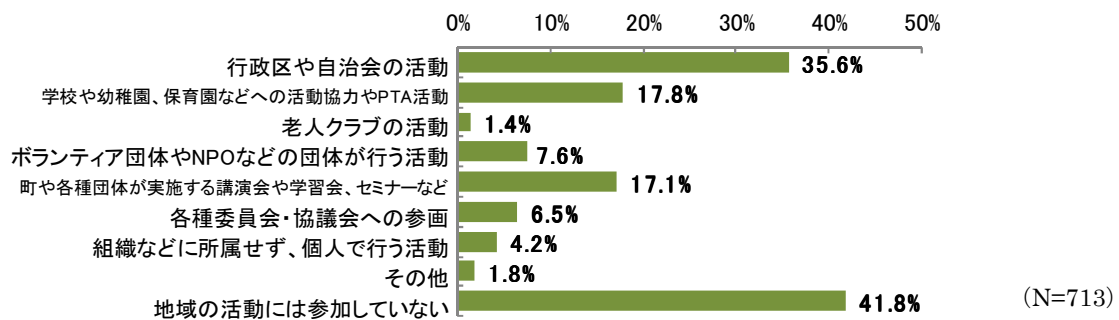


いきいきと暮らし続けるために必要な場や機会

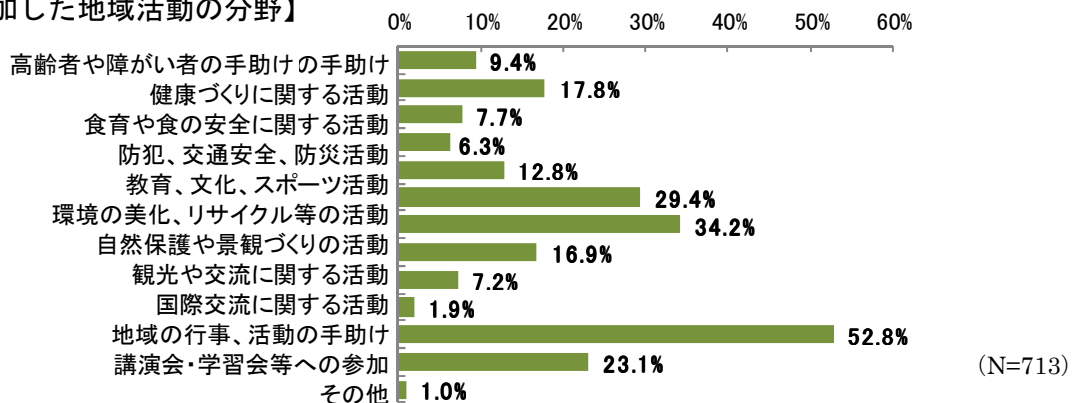


地域活動への参加について

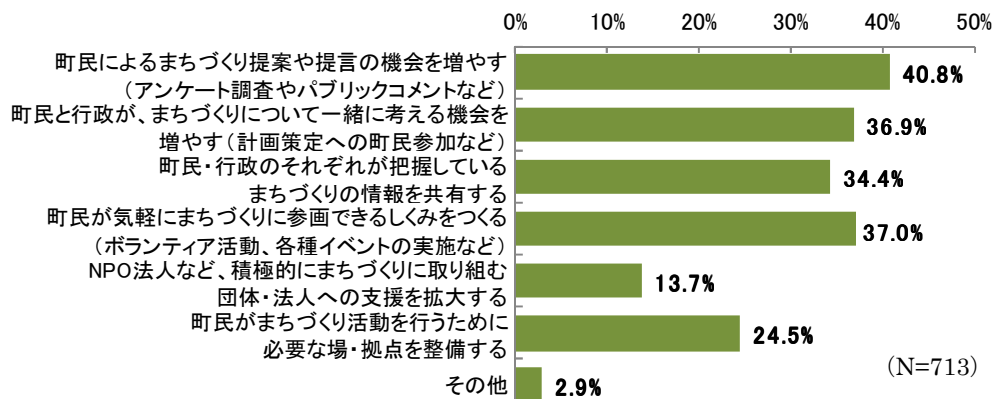
【地域活動への参加状況】



【参加した地域活動の分野】

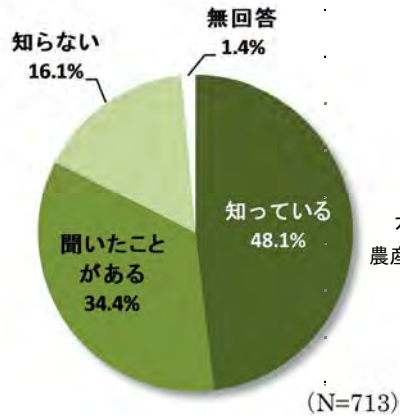


「協働によるまちづくり」を進めるために必要な取り組み

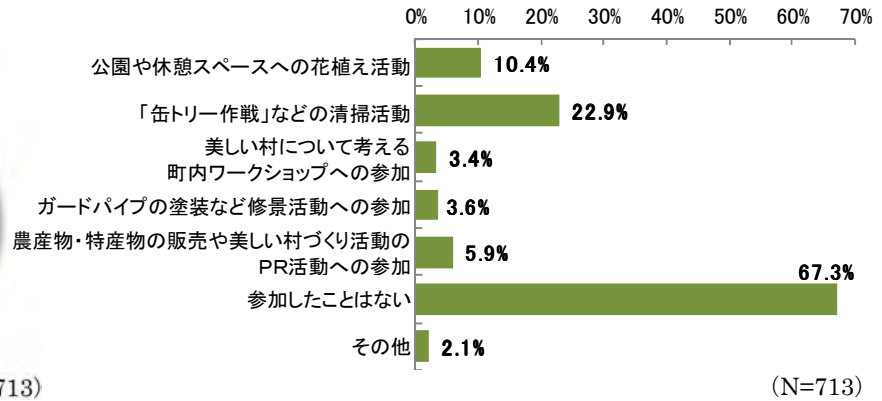


「美しい村づくり」の活動について

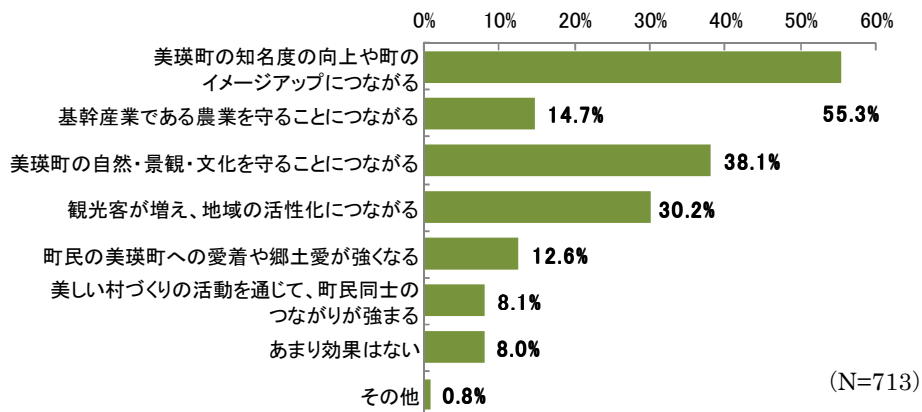
【活動の周知度】



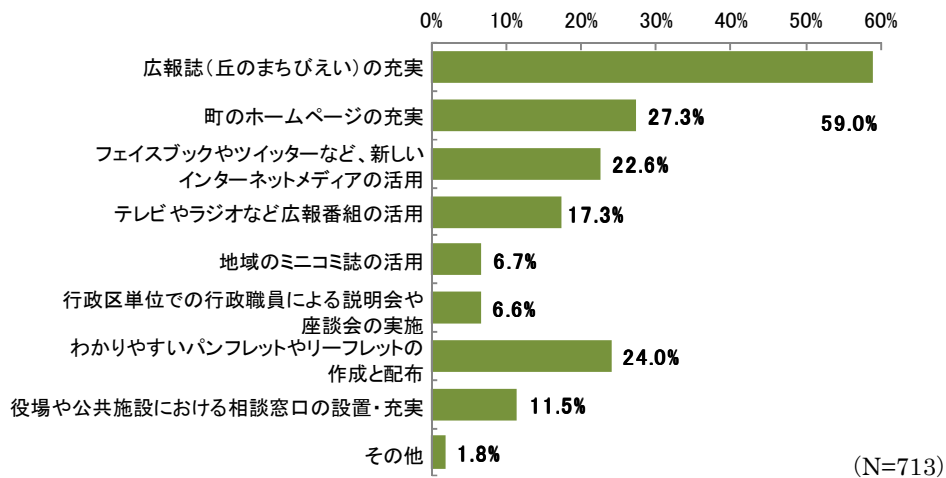
【「美しい村づくり」活動に関わる活動への参加】



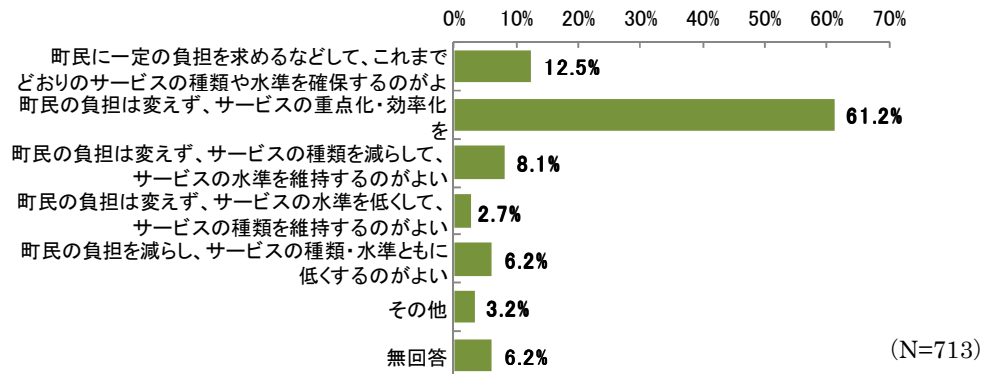
【「美しい村づくり」の取り組み活動の効果】



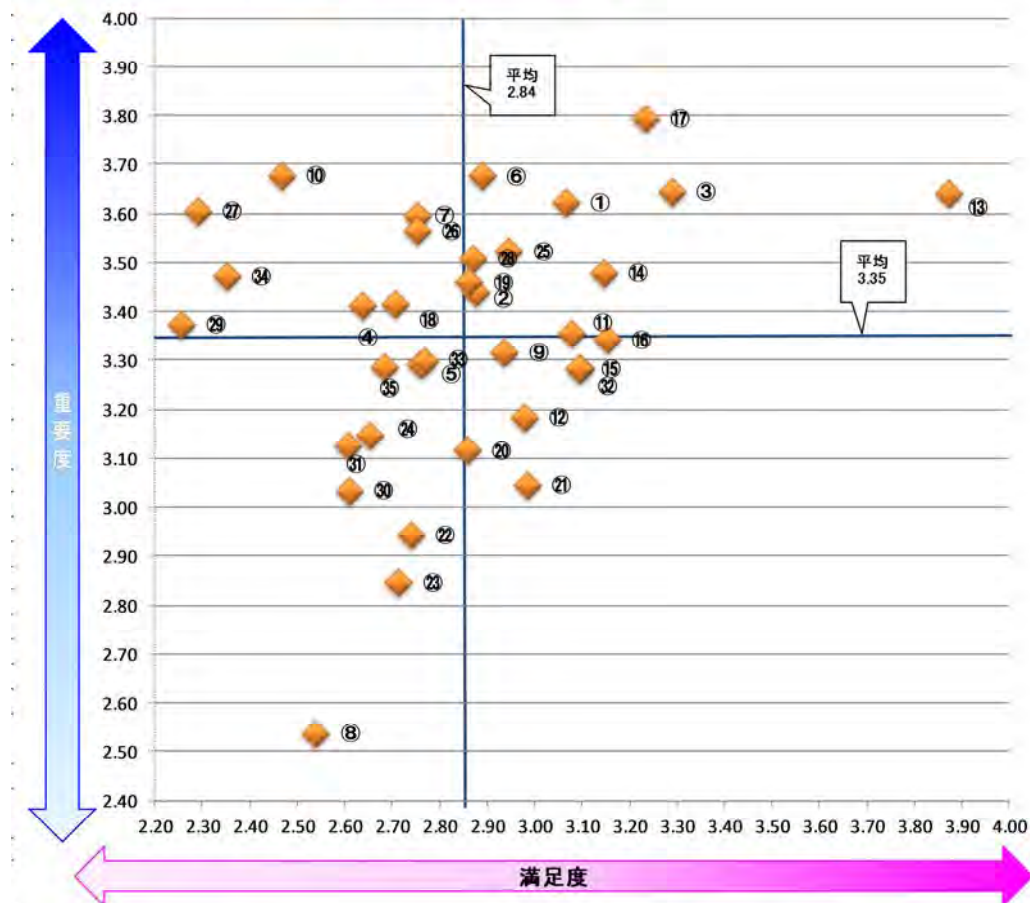
美瑛町の町政情報の周知・広報について必要だと思うこと



今後の美瑛町における行政サービスのあり方について



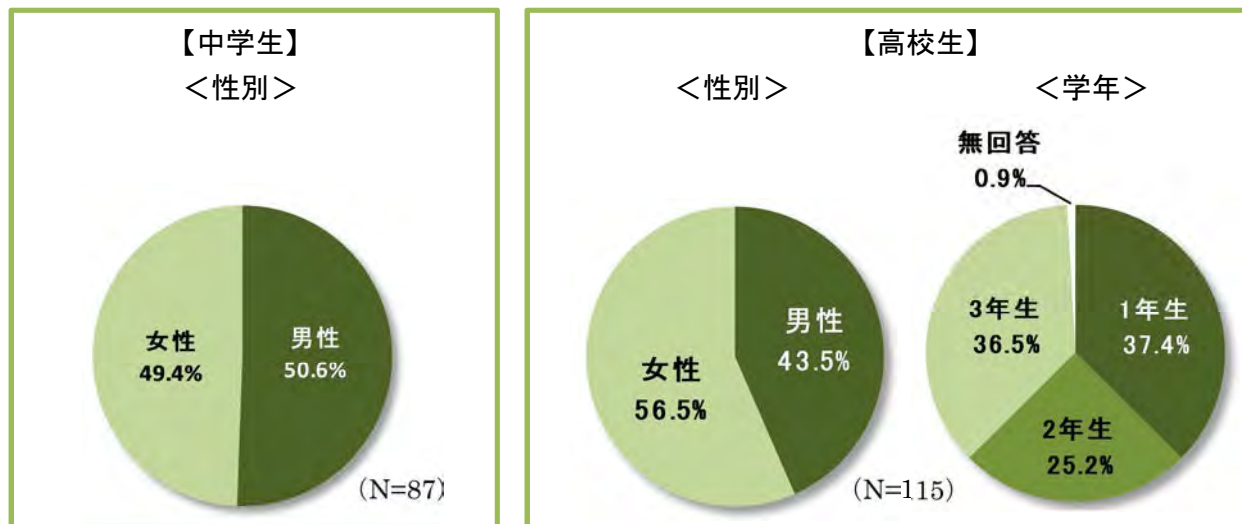
美瑛町の施策についての評価 満足度と重要度



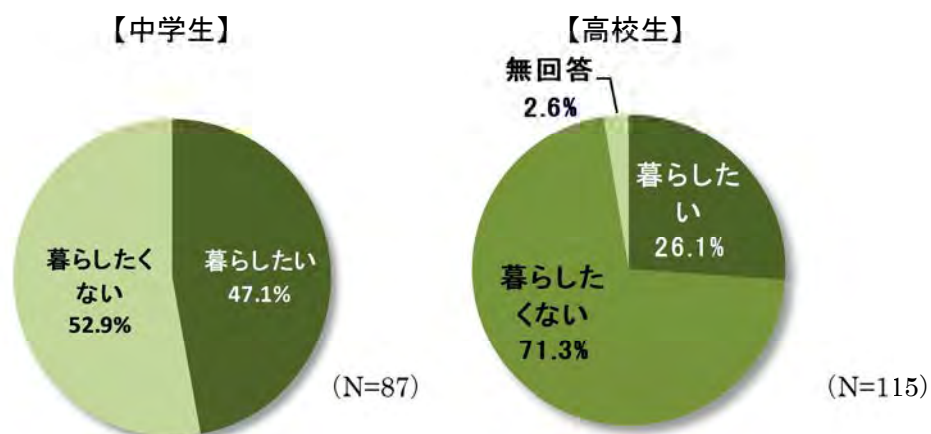
項目番号と内容		
①農林業の振興が行われている	⑬美しい景観や街並みがある	②⑤防犯対策・災害対策がしっかりとっている
②商工業の振興が行われている	⑭安心して暮らせる住まいが整っている	②⑥子どもや高齢者などが道路を安全に通行できる
③観光業の振興が行われている	⑮魅力ある公園や緑地が整備されている	②⑦働く場が確保されている
④誰もが生きがいを持ちながら暮らし続けることができる	⑯幹線道路や農道などの道路が十分に整備されている	②⑧身近なところで食品や日用品が買える
⑤地域を支えるボランティアの育成や体制がある	⑰冬場の除雪がしっかりと行われている	②⑨町の中心部に魅力や活気がある
⑥子育てがしやすい環境が整っている	⑱交通機関が利用しやすく便利である	③⑩町の中に、町民が交流し憩える場がある
⑦高齢になっても生きいきと暮らせる環境が整っている	⑲小中学校・高校の教育が充実している	③⑪移住・定住の方策や環境が整っている
⑧障がいがあっても暮らしやすい環境が整っている	⑳生涯学習に取り組む環境がある	③⑫魅力ある祭りやイベントが楽しめる
⑨健康づくりに関する支援がされている	㉑スポーツやレクリエーションが楽しめる	③⑬飲食できるレストランやお店が充実している
⑩医療サービスが安心して受けられる体制がある	㉒国際交流や地域の人材育成に取り組んでいる	③⑭行政に町民の意向が反映されている
⑪安心して衛生的に暮らせる生活基盤が整っている	㉓芸術文化活動が楽しめる	③⑮行政サービスや公共施設が充実している
⑫リサイクルや環境保全の対応が充実している	㉔町民がまちづくりに参画できる体制がある	

(2) 中高生アンケート 結果概要

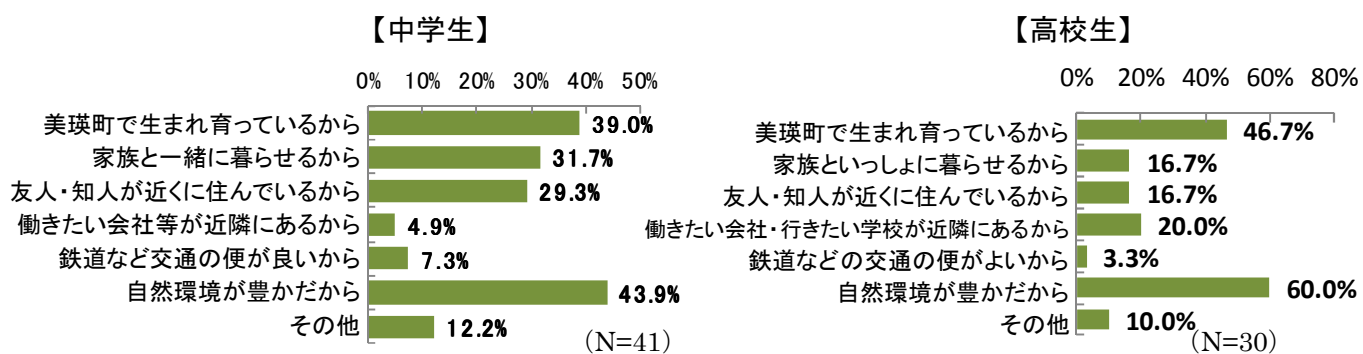
回答者の属性



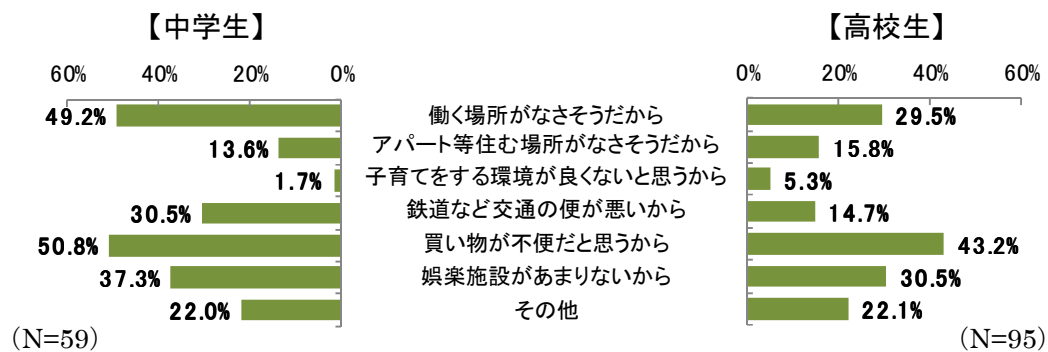
卒業後の美瑛での生活意向



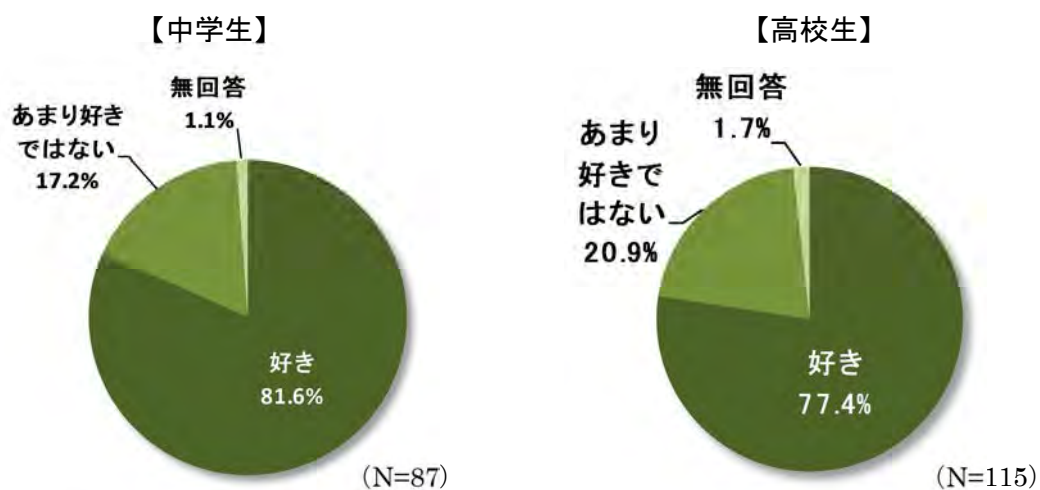
卒業後も美瑛で暮らしたいと思う理由



卒業後は美瑛町以外で暮らしたいと思う理由



美瑛町のことが好きか



4. 用語解説

【ア行】 【アセスメント】

状況を包括的に把握（情報収集）し、対応すべき課題の解決方向を見定める手続きのこと。

【インバウンド】

外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行を指す。

【エコファーマー制度】

土づくりや減化学肥料・減農薬などの環境に優しい農業に取組み、都道府県が認定した農業者。

【丘のまち景観区域】

美瑛町景観計画では、景観計画区域内を山岳景観区域と丘のまち景観区域に区分し、中心市街地と農村景観地区を含む「人の営みによって生まれる景観を育てる区域」を指す。

【カ行】 【危険ドラッグ】

麻薬や覚醒剤と同様に多幸感や幻覚作用などの効果をもたらすが、麻薬取締法などの法律による規制から逃れている物質の総称。

【グローバル化】

人や物、資金、情報の国境を越えた移動が地球規模で進み、政治や経済など様々な分野での境界線がなくなること、相互依存の関係が深まっていく現象、

【ケアミックス型病棟】

同じ病院施設内で、老人病棟や療養型病床群のような慢性期患者を収容する病棟と、急性期の患者を収容する病棟とを併せ持つ施設形態。

【コアドライエ法】

道産のカラマツを建築材として活用するもので、2段階の乾燥を施すことにより、カラマツ特有の割れやすさとねじれやすさが抑えられる。

【広域観光周遊ルート】

テーマ性・ストーリー性を有する魅力ある複数の観光地をネットワーク化した観光ルートのこと。訪日外国人旅行者の周遊を促進するために観光庁が計画を公募し、認定している。

【公衆無線LAN】

店舗や公共の空間などで提供される、無線を活用したインターネット接続サービス。

【サ行】 【ジオパーク】

科学的に貴重な、あるいは景観として美しい地形や地質を有し、これらの資源を持続的に研究、教育、観光などに活用している地域及び地区。

【新観光圏】

観光圏とは、観光圏整備法に基づき、地域の幅広い資源を活用し地域の魅力を高めることにより、国内外からの観光客が二泊三日以上の滞在交流型観光を行うことができる観光圏として観光庁により認定された地域。「新観光圏」は 2013 年の法改正の後に認定された地域を指す。

【スケールメリット】

規模を大きくすることによって得られる効果や利益。

【ストリートファニチャー】

道路、主として歩道上に設置される様々な装置。ベンチ、電話ボックス、外燈、ゴミ箱、標識、プラントボックス等を指す。

【セキュリティ】

大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたり、普段使っているサービスが急に使えなくなったりしないように、必要な対策をすること。

【セミフラット化】

歩道の縁石は歩道面より高く、歩道面の高さは 5 cm 程度とした歩道設置の方法。歩道面に生じる勾配が少なく、かつ、歩道と車道の境界の識別性が確保されることで、歩行者にとってより安全で歩きやすい歩道の整備が可能。

【タ行】 【地域包括ケアシステム】

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

【ナ行】 【農業生産工程管理】（GAP : Good Agricultural Practice）

農業生産者自らが、生産工程全体を見渡して、「注意すべき項目を定め」（Plan）、「これに沿って農作業を実施・記録し」（Do）、「記録を検証し」（Check）、「次の生産に向けて作業の改善に結びつける」（Action）手法のこと。

【ノーマライゼーション】

高齢者や障がい者などを含むすべての人が、そのあるがままの姿で他の人と同じように生活し、活動することのできる社会を目指すという考え方。

【ハ行】 【バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源。

【バリアフリー】

公共的建築物や道路、住宅などで、高齢者や障がい者にも配慮された設計のこと。

【ファームイン】【ファームレストラン】

農家が経営する宿及びレストラン。

【フィルタリング】

未成年にふさわしくない内容など特定の情報を閲覧できないようにするもの。

【ブロードバンド】

通信速度が高速なインターネット接続サービス。

【マ行】

【メンタルヘルス】

精神面における健康のこと。精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生などと称され、主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、予防、回復を目的とした場面で使われる。

【木質バイオマス】

木材から作られる再生利用可能なエネルギー源。熱源や発電に利用される。

【ヤ行】

【ユニバーサルデザイン】

高齢者や障がい者のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映して作られた製品、建物、環境のデザイン。

【ラ行】

【ライフステージ】

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

【ランブルストリップス化】

舗装路の路肩やセンターライン上、あるいは路面全体に帯状の凸凹を設け、車線逸脱や速度超過による事故防止を図ること。

【レファレンス】

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれをサポートすること。

【6次産業】

農林水産（1次産業）の従事者が、製造・加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）までを手がけ、所得増や地域活性化を目指す取り組み。

【ワ行】

【ワークショップ】

参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学び合ったり、創り出したりしながら、問題解決やトレーニングなどを行う手法。

【A～Z】 【CLT】 (Cross Laminated Timber)

欧州で開発された工法。CLT は板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネルで、高い強度が得られる。

【ICT教材】

教科書や副教材の内容をデジタル化し、電子黒板やスクリーンに表示して授業をしたり、生徒が端末で読んだりできるようにしたもの。

【SNS】 (Social Networking Service)

インターネットを通じて人と人のつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービス。会員は、自分のプロフィールや日記を公開したり、電子掲示板やメッセージの送受信によりコミュニケーションを図る。

【TMRセンター】

畜産農家に混ぜ合わせた栄養価の高いえさを提供している施設のこと。TMRとは「Total Mixed Ration」の頭文字で、「混合飼料」「完全飼料」などとも呼ばれる。

【TPP】 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)

正式名称は環太平洋パートナーシップ協定。日本・米国を中心とした環太平洋地域による経済連携協定の略称。

2015 年 10 月に大筋合意に至り、今後 5 年程度で段階的に関税が撤廃されることが決まった。

【Web】

ウェブサイト、ホームページと同義。インターネットで情報を提供するページの意味。

【YES! clean 認証制度】

化学肥料・化学合成農薬の使用を低減した生産集団を北海道クリーン農業推進協議会が登録し、農産物に「YES! clean」マークを表示する制度。